

「～STOP！特殊詐欺～ ○（まる）っとあいち・絆プロジェクト」  
活動要綱

1 趣旨

「～STOP！特殊詐欺～○（まる）っとあいち・絆プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）は、「絆」をキーワードとして、県民、事業者、関係機関・団体（以下「参加団体」という。）に対して特殊詐欺被害撲滅に向けた活動への取組を促し、参加団体による取組を通じて家族や地域の絆の強化を図り、特殊詐欺被害者の多くを占める高齢者を社会全体で見守る気運を醸成し、被害者を生まない環境づくりを推進することを目的とする。

2 参加団体の要件

参加団体は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 構成員が複数名（2名以上）であること。
- (2) 活動拠点を愛知県内に有していること。
- (3) 活動の経歴、体制等から継続的な活動を実施することができると見込まれる団体等であること。
- (4) 愛知県警察本部（以下「警察本部」という。）から電子メールにより提供された情報を受信することが可能であること。

3 活動内容

本プロジェクトの参加団体は、次の取組を行うものとする。

- (1) 警察本部が運営する「すぐメール」に登録し、警察本部から配信される特殊詐欺被害防止に関する情報を適宜の方法により全構成員に周知すること。  
なお、「すぐメール」により受信したその他の防犯情報については活動の参考として活用すること。
- (2) 警察本部で行う被害防止を目的とした防犯訓練（日時を指定した子や孫から親への電話など）に積極的に参加すること。
- (3) ATMで携帯電話を使用する人への積極的な声掛けその他の被害防止に資する活動に積極的に取り組むこと。
- (4) その他、参加団体の特性に応じた特殊詐欺の被害防止に資する活動に積極

的に取り組むこと。

#### 4 参加申込方法

本プロジェクトに参加しようとする団体等は、別記様式「～STOP！特殊詐欺～「○（まる）っとあいち・絆プロジェクト」参加・変更・中止申請書」（以下「申請書」という。）に必要事項を記載し、警察本部生活安全総務課へFAX(052-954-8868)又は電子メール（seianso@police.pref.aichi.lg.jp）により提出するものとする。

#### 5 申込内容の変更及び参加辞退

参加団体が、申込内容の変更又は参加辞退を行う場合は、前記4の方法により警察本部生活安全総務課に申請書を提出するものとする。

#### 6 活動の停止

参加団体の活動が次のいずれかに該当すると認めた場合は、除名措置をとることができるものとする。

- (1) 前記2（参加団体の要件）の基準に該当しなくなった場合
- (2) 当該団体及びその構成員が、社会的信用を失墜する行為を行った場合
- (3) その他参加が不相当であると認める相当の理由のある場合

#### 7 その他

この要綱に定めのない事項又は本プロジェクトの円滑な実施に必要な事項を認めた場合には、関係する参加団体と協議の上、これを決定するものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成28年8月12日から施行する。